

## 新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策

富谷市内 事業所の皆様へ

# 新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金

新型コロナウイルス感染症の感染者の訪問等があった事業者が、保健所の指導に基づき実施した店舗等の消毒清掃作業等に対して、30万円を上限に費用の一部を助成します。

## 1 補助対象者

- 【1】 市内に事業所を有する者で、(1) (2) のいずれかに該当するもの
- (1) 店舗、事務所、工場、研究所等の事業を営む中小企業者、小規模事業者又は個人事業者
  - (2) 介護施設、教育施設、児童福祉施設、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する事業者 ※ただし、公立施設を除く
- 【2】 【1】のうち、次のいずれにも該当するもの

- ①新型コロナウイルス感染症の感染者が店舗等に訪問等をした日から概ね1週間以内に店舗等の消毒を実施した者
- ②保健所の指導に基づき店舗等の消毒を実施した者
- ③営業に関して必要な許認可等を取得している者
- ④宮城県からの休業協力要請を遵守している者
- ⑤市税を滞納していない者
- ⑥営む事業が風俗営業等に該当しない者
- ⑦交付申請及び交付決定時点において事業を継続している者
- ⑧暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

## 2 補助対象経費

新型コロナウイルスの消毒に係る消毒事業を実施する事業者への委託費  
(外注費用)

※店舗等のうち、住居として利用している部分がある場合は、住居部分は補助対象外。

※本助成制度と同様の他の助成制度や保険を利用した場合には、その額を除いた金額が対象。

## 3 補助金額

上限30万円 (補助率は対象経費の2/3)

※ただし、補助事業者【1】(2)に対する補助金の額は、補助対象経費すべてを対象とし30万円を限度とする

## 4 申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

## 5 手続きの流れ

感染者の発生や訪問等により消毒が必要



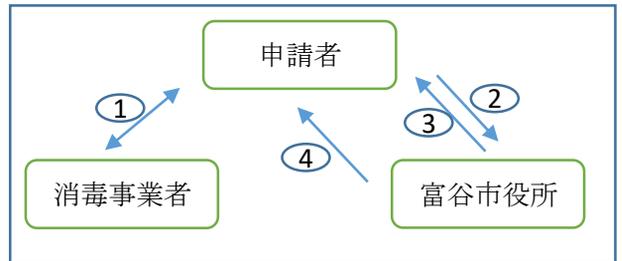
- ①消毒作業実施
- ②申請、実績報告及び請求

【提出書類】

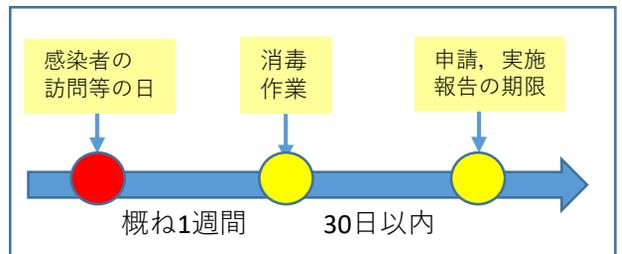
- ・ 交付申請書兼請求書
- ・ 消毒に係る委託費の支払を証明する書類の写し（領収書等）
- ・ 消毒の範囲がわかる図面等
- ・ 法人の登記事項証明書（個人事業所にあつては住民票）の写し
- ・ 営業に関する許認可等の写し
- ・ 振込口座がわかる通帳の写し
- ・ 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- ・ 暴力団排除に関する誓約書など

- ③審査・結果通知

- ④支払



消毒から支払までの流れ



スケジュール

## 6 申請書類の提出方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本申請は原則、対面による事前相談は行わないこととさせていただきます。事業者の皆さまには、下記のとおり対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

【事前相談】

申請前に、下記まで電話やメールにてご連絡ください。  
申請にかかる書類等をお送りします。

【提出方法】

- ①郵送の場合

申請書類を下記の宛先にご郵送ください。

- ②持参の場合

申請書類を市役所健康推進課にお持ちください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に、  
ご協力をお願いいたします。



ブルベリッ娘とブルピヨ

【お問合せ先】 富谷市保健福祉部健康推進課  
〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地  
電話：022-358-0512 FAX：022-358-9915  
MAIL：[kenkousuishin@tomiya-city.miyagi.jp](mailto:kenkousuishin@tomiya-city.miyagi.jp)